

平成24年10月19日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命

プレミアステップM

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(11)

の発売について

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、**年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(11)「プレミアステップM」**を平成24年10月22日より、株式会社みずほ銀行(頭取:塚本 隆史)において、販売開始いたします。

「プレミアステップ M」は、年金原資額と死亡給付金額が最低保証される安心に、その最低保証がステップアップする楽しみをプラスした年金保険です。

本商品の年金原資額と死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

また、運用実績に応じて、最低受取保証額が110%から5%ごとの額にステップアップする可能性があります。このステップアップした最低受取保証額は下がることはありません。

本商品の特別勘定は、実質的に先進国・地域の通貨、国内外の債券、外国の株式に投資を行い、資産価格の「変動率(資産の値動き)」を一定に保つように調整しながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。

さらに、ご契約時に初期費用のご負担がありませんので、一時払保険料の全額を特別勘定で運用できます。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

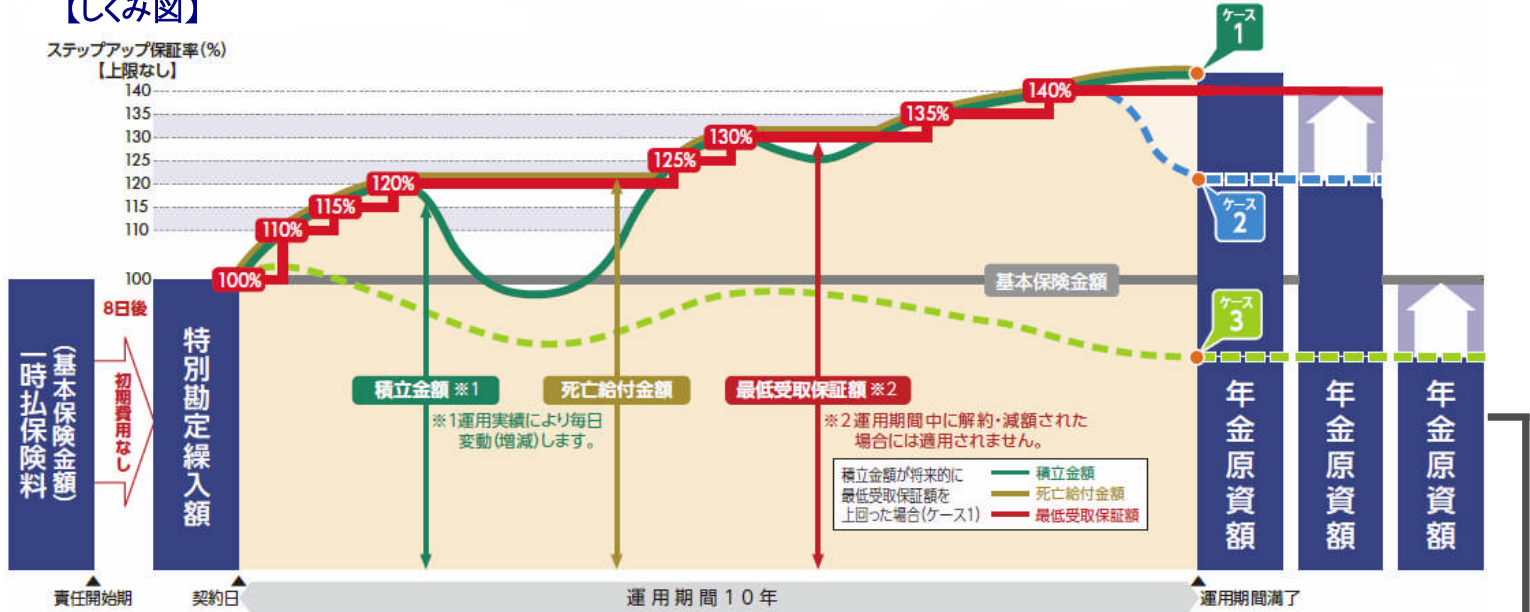
*「プレミアステップ M」は、みずほ銀行における年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(11)の販売名称です。

プレミアステップM

のしくみと特徴

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(11)

【しくみ図】



運用期間満了時の年金原資額

- ケース1** 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を上回った場合
積立金額
- ケース2** 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
最低受取保証額
- ケース3** 最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
基本保険金額(一時払保険料相当額)



- * 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。
- * 契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

Point1. 年金原資額の最低保証

- 運用期間満了時の年金原資額と運用期間中の死亡給付金額には最低受取保証があります。
- 運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額、および「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合の年金原資となる解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。
- 年金原資額として一時払保険料相当額またはステップアップした最低受取保証額が適用されるのは運用期間満了時のみとなります。

Point2. 最低受取保証額のステップアップ

- 基本保険金額(一時払保険料相当額)に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額が何度でもステップアップします。ステップアップした場合には郵送でお知らせします。
- ステップアップした最低受取保証額は、以後の運用実績にかかわらず、下がることはありません。
- 運用実績が思わしくなかった場合、最低受取保証額は、基本保険金額の100%の金額のまま、一度もステップアップしないことがあります。
- 運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には、最低保証はありません。

Point3. 3つの資産に分散投資

- 実質的に「通貨」、「債券」、「株式」の3つの資産に分散投資します。
- 特別勘定による運用では、価格変動リスクなど投資リスクがあり、そのリスクはご契約者に帰属します。
- 特別勘定での運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」を負担していただきます。

【主なお取扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	200 万円以上 5 億円以下(1 万円単位) * 最高基本保険金額は、同一の被保険者について、通算限度があります。
運用期間	10 年
契約年齢	0 歳～80 歳(契約日における被保険者の満年齢)
年金種類	確定年金(3 年、5 年、10 年) * 年金のお受取りにかえて、年金原資額を一括で受け取ることができる制度(年金原資額の一時支払)もあります。
付加できる特約	- 運用期間中年金支払移行特約 - 死亡給付金等の年金払特約
諸費用	この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。 ＜ご契約時＞ - ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。 ＜運用期間中＞ - 保険契約関係費：特別勘定の資産総額に対して年率 2.98% - 資産運用関係費：信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率 0.105%(税込み) * 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2012年8月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。 ＜ご解約時＞ - 解約控除：基本保険金額に経過年数別の解約控除率(6.0～0.6%)を乗じた金額 ＜年金受取期間中＞ - 保険契約関係費(年金管理費)：受取年金額に対して 1.0%

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」を必ずお読みください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C24F0104(H24.10.16)